

福井健策の

演劇 × 著作権 × 法律



KENSAKU FUKUI



弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授
HP : <http://www.kottolaw> Twitter : @fukuikensaku

イベント活況とコロナ危機

ゼロ年代以降、ライブイベントは常にエンタテインメント産業の牽引車だった。デジタル化が進み、多くのコンテンツが自宅に居ながらにして、あるいはスマホで手に入る時代になるほど、余計に「その場でしか味わえない現場の感動」の価値は増し、コンサートなどライブ産業の売上は20年で4倍以上にも伸び、他のジャンルでもイベント連動が合言葉になった。

そのイベント産業、いやイベントという文化そのものが、最大の危機に瀕している。言うまでもなく新型コロナウイルスによる社会不安の中、大小のイベント中止が相次いでいることだ。大阪府・東京都が相次いで大規模イベントの原則中止を発表したのを皮切りに2月26日には総理が大規模イベントの中止・延期などを要請、世界的にも劇場の閉鎖や公演中止が一気に広がった。

新型コロナウイルスが今後どこまで我々の社会に新たなインパクトを与え続けるかは、現時点では到底見通せない。ただ、客観情報に基づいた冷静な社会の対応を願うばかりだ。ここでは、イベントの現場にとって戦後最大とも言える危機を前に、イベント中止とそれに伴う結果について急きよまとめ

ておきたい。

なお、以下はあくまで一般的なガイドラインであり、個別の判断は案件ごとの事情によって大きく変わる。また、急ぎ執筆したもので不足の点などはご寛容いただきたいし、今後も弊所HP上で追加・補正を加えていきたい。



骨董通り法律事務所
コラム

仮に主催者がイベント中止を決めた場合、入場料・参加料の払い戻しは必要か

東京マラソンに続いて一時はオリンピックも返金せずと報道されたことで世論は割れ、イベント中止時の返金に大きな注目が集まった。法的には、イベント中止の際の払い戻しはどう考えるか。

第一には、「観客・参加者との間でチケット販売規約など有効な契約合意があるか」だ。この点、購入してみたらチケットの裏側に記載があった、という程度では通常は合意とは言えないだろう。他方、同意クリックなどされる利用規約があれば、有効な合意と認められる可能性は高い。その内容は千差万別だが、大きくは次のパターンに分

根拠は、主催者の安全開催責任に基づく施設管理権だろう。これは一般に会場内での危険行為・迷惑行為などを禁止し、場合によって退場を求めることができる施設管理者の権限であり、感染症流行時こそ、それが認められるべきタイミングに思える。

国が指針で述べた「イベントの必要性」は、含蓄のある言葉だ。実際、我々はこの事態で、イベントや人々の集まりという営みの、社会にとっての意味を問われているのかもしれない。その多くは無駄や娯楽であり、省略可能と考える人もいるだろう。確かにその程度の会合もある。だが、多くのイベントは相互に連関しあつて、社会にとって欠かせない安全保障を形づくっている。

イベントの収支構造・労働環境は、もともと楽なものではない。前述したように感染予防のための自粛が長引けば、多額の負債を抱える関係者たちも出てきかねない。社会に活力を与えるイベントの現場が疲弊してしまわないよう、その支援体制が急務に思える。

記・2020年3月26日

かれるだろう。

- ①中止について全く記載がないか、または書いていないことが意味不明タイプ（かなり多い）
 - ②災害など不可抗力での中止を認めるタイプ
 - ③主催者の裁量で中止できるタイプ
- 更にこれは、(a)中止の際にチケット代は返金するというタイプと、(b)一切返金しないとするタイプに分かれるか。東京マラソンの規約は、「②の不可抗力中止では(a)返金するの、③の自主的中止では(b)返金しない」と読める、一見矛盾した内容で議論的になった。

ただ多くの民間イベントでは反対に、③の自主判断の中止はもちろん、②の不可抗力中止の場合すら、(a)返金するという規約は少なくない。特に今回のような感染症拡大は、イベント中止保険の補償対象からも通常は除かれるとされる。中止が長引けば多くの主催者は多額の債務を負って倒産の危機に瀕するし、個人が抱えきれない負債を負う事態も現実化しつつある。

有効な規約がない場合、イベント中止での返金は必要か

では第二に、はつきりした規約の定めがない場合はどうか。その場合でも、慣習上あるいは姿勢の問題として払い戻しをおこなう主催者は多いだろうが、法的には「観客・参加者に対する主催者の契約不履行と見るか」に関連する問題だ。中規模までのスポーツ大会などは別な見方もあるだろうが、チケット販売や参加料を伴う多く

のイベントでは、恐らく観客・参加者は対価を払う義務（債務）を負い、主催者は概ね告知した内容のイベントを開催して視聴・参加させる義務（債務）を負うという、両者の契約があるだろう。イベントが中止された以上、この主催者側の債務は「履行不能」に陥った状態と考えられる。

この場合、幾つかの解釈があり得るが、法的にはイベントの内容や社会通念に照らして、主催者が責任を負うべき事情（帰責性）があるかが焦点となる。帰責性の有無については恐らく、「通常の措置で一般に期待される程度の安全性をもってイベントを遂行できそうな事態か否か」が、この辺りのカギとなる。政府や自治体が広く中止・延期の検討を呼び掛けているような状態では、判断に帰責性はないとされる可能性もそれだけ高まるだろう。

では、主催者に帰責性がない場合はどうかと言うと、実は民法536条1項という規定があり、帰責性がない履行不能の場合にも「相手方は履行を拒める」。つまり、観客・参加者はチケット代・参加料など支払う必要はなくなり、結局返金は必要となるのが原則に思える。

イベント中止の場合、出演者・スタッフへの支払いは必要か

この点もほぼ、観客・参加者への払い戻しと同様の判断になりそうだ。まずは出演契約やスタッフ契約にイベント中止についての規定があれば、原則としてそれに従う。

特に有効な規定がない場合、イベント中止によって出演者やスタッフの業務はそれ以上おこなえないため、恐らく（全部または一部が）履行不能になった状態と言えそうだ。よって、イベント中止の判断において主催者に「帰責性」があったか否かがポイントとなり、帰責性がないのであれば前述の民法536条1項などに基づいて、不能となった出演業務やスタッフ業務の部分については、主催者側の対価の支払義務は消滅するのが原則だろう。実際には、現場ではさまざまな話し合いがおこなわれる。

熱のある観客やルールに従わない参加者の入場を断れるか

次に、主催者は中止を決めず、ただ感染予防のために、「会場でのマスクの着用や入口での手指の消毒を求め、更に熱や咳のある観客・参加者の入場を断る」といった措置を取ることは可能だろうか。これも規約などに定めがあればまずそれに従うのが原則だが、定めがない場合でも、感染症の拡大が懸念されるような社会情勢の下では恐らく許されると解すべきではないか。

最近の法務サポート作品

福井健策氏は舞台芸術作品のサポートもおこなっています。
(下記は一部・予定)

3/20-27
(3/14-29 予定のところが短縮)

ミュージカル
『サンセット大通り』
(東京国際フォーラム)

4/14-5/21
(4/2 開幕予定のところ初日延期)

大人計画ウーマンリブ
『もうがまんできない』
(本多劇場ほか)

5/23-6/28
ミュージカル
『ミス・サイゴン』
(帝国劇場、7月より全国ツアー)